

## 電子交付サービスの「お申込みに当たってのご注意事項」および「当社の電子交付について」

平成 20 年 8 月  
フィデリティ証券株式会社

### 【お申込みに当たってのご注意事項】

お客様がご指定する「取引・応募報告書」、「取引残高報告書」のいずれか、もしくは両方について、電子報告書による交付サービスをご利用可能です。

電子交付サービスをお申込みされた週の最終営業日が約定日となるお取引の「取引・応募報告書」より電子報告書による交付となります。「取引残高報告書」は、週末までに電子交付を選択された場合、その週末の最終営業日が 3 月、6 月、9 月、12 月の末日であれば、その末日時点で作成される「取引残高報告書」より電子報告書に切り替わります。

フィデリティ・ワールド・ファンズ(FWF)について、「取引残高報告書」は電子交付サービスの対象になりますが、「外国証券・外国証券取引報告書」は電子交付サービスの対象外となります。従いまして、別途郵送いたします。

電子交付された報告書など各種書面について、書面による交付を希望の場合は、カスタマー・サービスまでご連絡ください。「取引・応募報告書」については過去 3 ヶ月以内(前々月 1 日以降)のもの、「取引残高報告書」は過去 6 ヶ月以内(本日から数えて 6 ヶ月前の応答日以降)のものを書面で再発行することが可能です。なお、再発行が可能な期間は、電子交付と郵送の場合で異なります。詳しくはカスタマー・サービスまでご照会ください。

電子交付をお申込みいただいた後に、書面による交付に変更をご希望される場合は、カスタマー・サービスまでご連絡ください。

### 【当社の電子交付について】

1. お客様はインターネット取引システム上にて対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込み状況、記載事項の電子交付履歴を確認できます。
2. 電子交付サービスをご利用いただける対象書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、証券業協会関係諸規則等において規定されている書面、及び当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社インターネット取引システム認証内画面上に掲げる書面とします。なお、電子交付のサービス拡張により対象書面が追加となった場合、追加となった書面についても電子交付の対象となります。
3. 電子交付はインターネット取引システム上で記載事項を提供することにより行います。
4. 前項の提供は PDF ファイルにより行うため、お客様は当社が提供する PDF ファイルを閲覧可能な PDF 閲覧ソフトを使用し閲覧するものとします。

5. 電子交付された記載事項は、当該記載事項が閲覧可能となった日から5年間閲覧できます。
6. 電子交付は、お客様の使用に係るコンピューターにダウンロード及びプリンターによる紙媒体での出力が可能な状態で行います。
7. 電子交付サービスを申し込まれた後でも、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、電子交付は行いません。
8. 当社は、お客様に予め通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法を変更することがあります。
9. 当社は、前項にて定める変更により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。
10. 当社は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め通知することなく、電子交付の全部又は一部のサービスを停止することがあります。
11. 当社は、前項にて定める電子交付の停止により生じたお客様の損害については、当社に故意又は重大なる過失のない限りその責を負わないものとします。
12. 電子交付サービスご利用のためには、インターネット取引サービスを利用する際に必要な通信機器及びその他のシステム機器を保有され、必要なネットワーク回線、通信回線及びその他の通信手段が利用可能であること、具体的には、当社が推奨しているOSを利用したパソコンを保有され、かつ、インターネットに接続できなければなりません。
13. 電子書類等を閲覧するために必要なPDF閲覧ソフトをご準備いただく必要があります。(Adobe Reader 推奨)
14. 当社でのお取引口座を解約された場合には、電子交付契約についても解除いたします。この場合、既に交付している電子書類等については、閲覧できなくなります。お取引口座の解約を希望される場合には、あらかじめ必要書類をお客様ご自身のパソコンへのダウンロードまたは紙媒体での出力を行ってから口座解約のお手続きください。